

社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会
ふれあい・いきいきサロン助成要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、高齢者等がふれあいを通じて生きがいを持ち、仲間づくりの輪を広げるとともに心身機能の維持向上、介護予防の一助として実施する「ふれあい・いきいきサロン」（以下「サロン」という。）に対して助成することにより、地域住民が主体的に地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 サロンを実施しようとする団体（以下「団体」という。）は、参加者が気軽に集まり協力し合い、参加者の意見、要望に添って以下のようない活動内容を実施する。

- (1) 茶話会、会食
- (2) 文化活動（歌、踊り、俳句、短歌等）
- (3) レクリエーション（手芸、ビデオ鑑賞、ゲーム、ハイキング等）
- (4) 健康管理（血圧チェック、健康体操、健康講話等）
- (5) 季節の行事（花見、納涼祭、月見、クリスマス会等）
- (6) 世代間交流等（保育園児、幼稚園児、子ども会との交流等）
- (7) 特別な事情がある場合において、新しいつながり活動のための訪問や書状による安否確認等
- (8) その他（参加者や協力者の希望による企画）

(参加者)

第3条 サロンの参加者は、地域に居住する高齢者とする。ただし、サロン代表者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(登録)

第4条 サロンを実施しようとする団体は、ふれあい・いきいきサロン登録カード（様式第1号）に必要事項を記入の上、ふれあい・いきいきサロン登録者名簿（様式第2号－1）、ふれあい・いきいきサロンボランティア名簿（様式第2号－2）を添えて本会に届出を行い登録する。

- 2 前項に規定するふれあい・いきいきサロン登録者名簿は、毎年度4月30日までに本会に提出するものとする。
- 3 団体は登録内容等を変更しようとするときは、ふれあい・いきいきサロン登録カード（様式第1号）に変更しようとする事項を記入の上、本会に提出しなければならない。

(代表者)

第5条 団体に代表者1人を置くこととする。

(ボランティア)

第6条 団体は、サロンの運営に地域住民によるボランティアの協力を得ることができる。

(助成対象)

第7条 事業実施に係る助成額は、1回につき1人当たり200円、助成対象者は65歳以上で、助成回数は月に2回までとする。

- 2 国、県、又は市から他の助成金等の交付を受けている、又は受けようとしている事業は助成対象としない。

(負担金)

第8条 前条に定める助成対象者は、1回につき1人当たり100円を参加費として負担する。

(事業報告及び請求)

第9条 団体は、事業終了後、速やかにふれあい・いきいきサロン事業報告書兼請求書（様式第3号）（以下「報告書兼請求書」という。）に参加者名簿（様式は、任意）を添えて、本会に提出するものとする。前年度の報告書兼請求書は4月10日までに提出するものとする。

(助成金の支払等)

第10条 本会は、団体から報告書兼請求書を受理したときには、速やかに助成金を支払うものとする。ただし、報告書兼請求書（様式第3号）の記載が事実と異なるときは返還を命ずることができる。

(守秘義務)

第11条 サロンの参加者は、サロンで知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(活動上の事故)

第12条 活動上の事故に対しては、本会は責任を負わない。

(保険)

第13条 サロンの参加者は、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償（普通傷害保険）」に任意で加入することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ふれあい・いきいきサロン登録カード

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会長 様

サロン名 _____

代表者名 _____

印

次のとおり、ふれあい・いきいきサロンを（新設・継続）しますので、関係書類を添えて届け出ます。

代表者住所	〒 _____
代表者電話番号	_____
代表者年齢	_____
主にサロンを開催する場所	_____
結成日	年 月 日
代表者変更日	年 月 日
サロンの回数	_____
サロンの内容	_____
サロン登録者数	人 ※サロン登録者名簿を添付（様式第2号-1）
ボランティア数	人 ※ボランティア名簿を添付（様式第2号-2）
ふれあいサロン・社協行事傷害補償（普通傷害保険）加入 有・無	

※サロン登録者名簿とボランティア名簿は、「ふれあいサロン・社協行事傷害補償（普通傷害保険）」に加入するときに必要であり、他の目的には使用しません。

年度 ふれあい・いきいきサロン登録者名簿

サロン名 _____

	氏 名	住 所	電話番号	年齢
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

年度 ふれあい・いきいきサロンボランティア名簿

サロン名 _____

	氏 名	住 所	電話番号	年齢
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

ふれあい・いきいきサロン事業報告書兼請求書

社会福祉法人
観音寺市社会福祉協議会長 様

サロン名

代表者名 印

¥						
---	--	--	--	--	--	--

ただし、介護予防事業材料代 (月分)

開催日

開催地

ボランティア数

対象者数

活動内容 (簡単にご記入ください。)

※参加者の氏名がわかるものを添付してください。（様式は任意です。）